

事 務 連 絡
平成24年10月16日

関係団体の長 様

愛知県建設部建築担当局建築指導課長
(公印省略)

長期優良住宅変更認定申請手数料の新設等について (通知)

日頃より本県の建築行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

長期優良住宅は、法施行から3年が経過し、愛知県での認定件数は、この間全国一であり、良質な住宅ストックの形成に向けて着実な実績をあげてきているところです。

認定長期優良住宅は、建築主に工事完了後30年間の維持保全義務があり、その期間内で増改築等を行う場合は、長期優良住宅建築等計画の変更認定を受ける必要があります。

今後、認定長期優良住宅のストックが増えていく中、多くの変更認定申請がされることが考えられることから、このことに適切に対応をするために、下記のとおり、変更認定申請に係る手数料を新設(愛知県が所管行政庁となる物件)しました。

あわせて、長期優良住宅に係る変更の運用についても改正をしました。

つきましては、会員各位に対して、この旨周知していただくようお願いします。

記

- 1 変更認定申請手数料の新設について
 - (1) 手数料徴収開始日 平成25年1月1日以降の申請分
 - (2) 手数料額 裏面参照
- 2 変更の運用の改正について
 - (1) 改正後の変更の運用の適用日 平成25年1月1日以降の申請分
 - (2) 変更の運用 別紙1参照
- 3 その他 周知には、同封のちらし(別紙2)をご利用下さい。

連絡先 建築指導課 優良住宅・相談グループ
担 当 山本、千賀
電 話 052-961-9719(ダイヤルイン)
FAX 052-961-9715
メール kenchikushido@pref.aichi.lg.jp



(裏面)

長期優良住宅変更認定申請手数料

建築物の総戸数		登録住宅性能評価機関 の事前審査を経る場合	愛知県へ直接申請す る場合
一戸建ての住宅		4,000	25,300
共同住宅等 (戸当たり手 数料は、同時に 申請が行われ る住戸の数で 除して得た額 (除した後、 100円未満切捨 て))	～5戸	8,000	59,200
	6戸～10戸	13,900	94,800
	11戸～30戸	20,100	186,100
	31戸～50戸	37,600	333,600
	51戸～100戸	64,700	573,600
	101戸～200戸	106,400	1,058,900
	201戸～300戸	130,800	1,509,400
301戸～	139,600	1,845,600	